

かくしてあて 各種手当について～申請はお済みですか？～

※以下の手当に該当すると思われる方はご申請ください。現在受給中の方は申請不要です。

◆**心身障害者福祉手当** ※施設入所・該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は対象外

〈市制度〉 手当月額：5,400円

〔対象〕20歳未満で身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性まひあるいは進行性筋萎縮症の方、もしくは20歳以上で身体障害者手帳3・4級または愛の手帳4度の方

※本人に義務教育終了前の兄弟姉妹がいる場合は、1人につき1,600円月額に加算

〈都制度〉 手当月額：15,500円

〔対象〕20歳以上で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひあるいは進行性筋萎縮症の方

〔支給制限〕心身障害者福祉手当または生活保護を受けている方は対象外。

◆**難病者福祉手当** 手当月額：5,400円

〔対象〕難病医療費助成制度の認定を受けており、難病医療費助成受給者証（特定医療費受給者証・マル都（難病）医療券等）をお持ちの方。

〔支給制限〕心身障害者福祉手当または生活保護を受けている方は対象外。

心身障害者医療費助成制度(マル障)・難病医療費助成制度

	どんな人が対象なの？	どうやって使うの？	まどぐちたんがく 窓口負担額は？
心身障害者医療費助成制度 (マル障)	①身体障害者手帳1・2級の方 (内部障がいのある方は3級も含みます。) ②愛の手帳1・2度の方 ただし、生活保護を受けている方や65歳以上になって初めて①、②に該当になった方等は対象外。	保険を扱う医療機関等で健康保険証とマル障受給者証を提示します。	住民税が課税の方 1割 住民税が非課税の方 なし。ただし、入院時食事療養や生活療養標準負担額は除きます。
難病医療費助成制度	国・東京都の指定する難病の方で認定基準を満たす方。	特定医療費受給者証またはマル都医療券をしていり医療機関等に提示します。	原則、医療費の2割 (負担上限月額を超えた部分を助成)



福祉

ふくしだより

だい かい へいせい ねん がつはっこう
第108回 平成30年3月発行

へんしゅう こまえしふくしほけんぶ
編集 粕江市福祉保健部

はっこう こうれいしょう か
発行 高齢障がい課

TEL 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133

（「ふくしだより」題字：書道家 片山 子龍 作）

しょうがいしゃそうごうしえんぽう かいせい 障害者総合支援法が改正されます

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）と児童福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日から施行されます。主な内容は次のとおりです。

- 自立生活援助（新規）
施設入所やグループホーム等を利用していた方が一人暮らしをする場合に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行うサービスです。
- 就労定着支援（新規）
就労移行支援等を経て一般就労へ移行した方が、就労に伴う環境変化により生活面の課題があるとき、就労の継続を図るために事業所・家族との連絡調整や助言等を行うサービスです。
- 居宅訪問型児童発達支援（新規）
重度の障がいにより児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なお子さんに対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
- 補装具の一部の品目について、購入・修理に加え新たに「借受け」も支給の対象となります。

あいとぴあインポーラ

こまえししょう しゅついかくどう さくてい (粕江市障がい者計画等) の策定について

障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定め、平成32年度までの障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス等の提供体制の確保や実施に関することを定める「粕江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定しました。

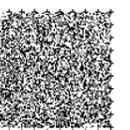
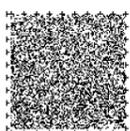
基本理念：障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ粕江～

- 基本目標：
- 地域で暮らし続けられる基盤づくり
 - 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
 - 自立と社会参加を進めるシステムづくり
 - 安心で安全に暮らせるまちづくり



※詳しくは市ホームページをご覧ください

（計画書冊子は市窓口で販売しています）。



てんじ 点字プリンターをこまえくぼ 1234 に設置しました！

昨年8月に点字プリンターをこまえくぼ 1234 に設置しました。利用には登録が必要です。個人、団体のどちらでもご利用が可能です。また市からのお知らせなどを点字資料にしたい場合もお気軽にご相談ください。パソコンができる方であれば点字プリンターは使いこなせます。

- ★利用登録・ご相談は高齢障がい課障がい者支援係まで。
- ★利用予約はこまえくぼ 1234 まで。※用紙代は自己負担です。



しょう 難病・難病受給者証等用のてんじ 点字シールをお配りしています！

視覚障がいのある方が、各種医療費助成制度の受給者証をより使いやすくするために、点字シールを作成しました。ご希望の方には高齢障がい課障がい者支援係でお配りしていますので、お気軽にお声掛けください。

あいとぴあセンター改修工事の状況



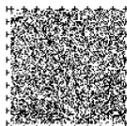
＜改修工事終了済＞ ※ポンテは4月24日まで地下和室・休憩コーナーで実施

場所	改修工事	地下1階	1階西側	2階西側	1階東側	2階東側	4階東側	4階西側 (ポンテ)
終了時期	12月	9月中旬	10月中旬	11月中旬	12月中旬	1月中旬	2月中旬	3月中旬

＜今後の改修工事予定＞ ※西側：多摩川住宅方面 東側：狛江駅方面

改修場所	3階西側 (みずき・リヒト・麦の穂)	3階東側 (ワークインメイ・ばる)	おくじょうひがしがわ 屋上東側
移転場所	みずきは401会議室・創作室 リヒトは講座室 麦の穂は4階ポンテ	ワークインメイは 401会議室・創作室 ばるは講座室・301会議室	
改修工事期間	3月中旬～4月中旬	4月中旬～5月中旬	6月上旬～8月下旬

※あいとぴあセンターに通所されている方の給食(3月～4月末まで)については、お弁当を各施設に配食します。



にちじょうせいかつようぐ ひんもくついか 日常生活用具に3品目追加されます

障がいのある方や難病の方等の日常生活の負担を軽減するために給付している日常生活用具に、新たに3品目が追加されます。

種目	上限金額 (耐用年数)	対象者
音声キッチン秤	29,400円 (5年)	18歳以上の身体障害者手帳(視覚) 1・2級の方 (視覚障がいの方のみの世帯及びそれに準じる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯に限る。)
視覚障がい者用 色彩識別装置	40,000円 (6年)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳(視覚) 1・2級の方
人工鼻(埋込型)	23,100円/月(なし)	咽頭喪失により音声・言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた方

ご申請やお問合せは福祉相談課相談支援係まで。

じゅうしやうしんしんしやう 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業の

たいしやうしや 対象者が拡大されます

心身に障がいがあり医療的ケアを受けている方を自宅で介護するご家族がひとときの休息を取れるよう、訪問看護師がサポートする事業(月2回・1回4時間まで)の対象者を平成30年4月から拡大します。詳しくは市にご相談ください。

対象となる方(次のいずれかに該当し、現在、訪問看護を利用している方)

- ①医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児(者)
- ②医療的ケア児(人工呼吸器管理、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、頻回吸引、ネブライザー、中心静脈栄養、経管、腸ろう・腸管栄養、透析、定期導尿、人工肛門のいずれかのケアを受けている方)

まいしゅうすいようび 毎週水曜日の9時～12時は手話窓口をご利用ください！

市役所2階の福祉総合相談窓口ではこれまで月3回手話窓口を設けていましたが、平成30年4月からは毎週水曜日、9時から12時までに拡大します。市役所での手続き、受けられるサービス、電話通訳、聞こえに関する困りごと、市内団体の情報交換など、地域に密着している登録手話通訳者にご相談に心じます。手話のできない方には、簡易筆談器もあります。予約は必要ありませんので、お気軽にご利用ください。

